

公益財団法人福岡県人権啓発情報センター 役員等の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人福岡県人権啓発情報センター定款（以下「定款」という。）第13条、第26条及び第28条の規定に基づき、役員等の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と顧問を併せて役員等という。
- (2) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 顧問とは、定款第28条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤費、旅費（宿泊費含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等の報酬は、次のとおりとする。

- 2 役員等は、無報酬とする。
- 3 役員等には、役員賞与を支給しない。
- 4 役員等の退職に当たっては、退職慰労金・退職手当は支給しない。

(費用)

第4条 役員等には、出張に要する旅費を支給することができる。

- 2 前項の支給基準は、福岡県特別職の職員の給与等に関する条例別表第3に規定するその他の特別職の職にある者の例によるものとする。

(公表)

第5条 この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人福岡県人権啓発情報センターの設立の登記の日（平成23年5月2日）から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。